

## 決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 東京都港区芝浦一丁目1番1号

(名 称) 株式会社東芝

上記被審人に対する平成27年度(判)第22号金融商品取引法(以下「法」という。)違反審判事件について、法第185条の6の規定により審判長審判官後藤邦春、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金73億7350万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成28年2月25日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成27年12月24日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第2号及び第4号に該当

株式会社東芝（以下「被審人」という。）は、東京都港区芝浦一丁目1番1号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部及び名古屋証券取引所市場第一部に上場されている会社である。

被審人は、一部の工事進行基準適用案件において、工事損失引当金の過少計上及び売上の過大計上を行ったほか、映像事業、パソコン事業及び半導体事業等の一部において、売上原価の過少計上、費用の過少計上などを行った。

これらの結果、被審人は、関東財務局長に対し、  
第1

下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書（以下「開示書類」という。）を提出し、

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注1)	事由
1	平成24年6月22日	第173期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書	平成23年4月1日～平成24年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が3,194百万円であるところを70,054百万円(注2)と記載	・工事損失引当金の過少計上及び売上の過大計上 ・売上原価の過少計上 ・費用の過少計上等

2	平成 25 年 6 月 25 日	第 174 期事業 年度連結会計 期間に係る有 価証券報告書	平成 24 年 4 月 1 日～平 成 25 年 3 月 31 日の連結 会計期間	連結 損益計算書	連結当期純 損益が 13,425 百 万円である ところを 77,366 百 万円(注 3) と記載	・工事損失 引当金の 過少計上 及び売上 の過大計 上 ・売上原価 の過少計 上 ・費用の過 少計上 等
---	---------------------	---	---	-------------	---	---

(注 1) 金額は百万円未満切捨てである。

(注 2) 第 174 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に掲載された連結損益計算書記載の遡及修正後の計数である。

(注 3) 第 175 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に掲載された連結損益計算書記載の遡及修正後の計数である。

## 第 2

- 1 平成 22 年 12 月 9 日、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの連結会計期間につき、売上原価の過少計上等により、同期間における連結当期純損益が 53,943 百万円（百万円未満切捨て。以下同じ。）の損失であるところを 19,743 百万円の損失と記載するなどした連結損益計算書に掲載した有価証券報告書を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、同年 12 月 15 日、社債券を 120,000,000,000 円で取得させ、
- 2 平成 25 年 1 月 17 日、第 173 期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（以下「第 173 期有価証券報告書」という。）を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、同年 1 月 28 日、社債券を 30,000,000,000 円で取得させ、
- 3 平成 25 年 5 月 24 日、第 173 期有価証券報告書を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、同年 5 月 30 日、社債券を 90,000,000,000 円で取得させ、
- 4 平成 25 年 7 月 12 日、第 174 期事業年度連結会計期間に係る有価証券

報告書（以下「第174期有価証券報告書」という。）を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、同年7月26日、社債券を30,000,000,000円で取得させ、

5 平成25年12月5日、第174期有価証券報告書を参照書類とする発行登録追補書類を提出し、同発行登録追補書類に基づく募集により、同年12月11日、社債券を50,000,000,000円で取得させ、

もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させ

たものである。

(別紙2)

2 法令の適用

別紙1の第1の事実の表に掲げる事実につき

番号1及び同2

法第172条の4第1項本文、第24条第1項、第176条第2項

別紙1の第2に掲げる事実につき

番号1、同2、同3、同4及び同5

法第172条の2第1項第1号、第3項、第23条の8第1項、第5項

(別紙3)

### 3 課徴金の計算の基礎

別紙1の第1の事実の表に掲げる事実につき

番号1

法第172条の4第1項の規定により、当該法人の第173期有価証券報告書に係る課徴金の額は、

- ① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 (92,277,727円)

が

- ② 6,000,000円

を超えることから、92,277,727円について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて92,270,000円となる。

番号2

法第172条の4第1項の規定により、当該法人の第174期有価証券報告書に係る課徴金の額は、

- ① 当該法人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額 (81,236,859円)

が

- ② 6,000,000円

を超えることから、81,236,859円について、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて81,230,000円となる。

別紙1の第2に掲げる事実につき

法第172条の2第1項第1号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた有価証券の発行価額の総額の100分の2.25に相当する額が課徴金の額となることから、

- ① 平成22年12月9日提出の発行登録追補書類に係る課徴金の額は、  
 $120,000,000,000円 \times 2.25 / 100 = 2,700,000,000円$
- ② 平成25年1月17日提出の発行登録追補書類に係る課徴金の額は、  
 $30,000,000,000円 \times 2.25 / 100 = 675,000,000円$
- ③ 平成25年5月24日提出の発行登録追補書類に係る課徴金の額は、  
 $90,000,000,000円 \times 2.25 / 100 = 2,025,000,000円$
- ④ 平成25年7月12日提出の発行登録追補書類に係る課徴金の額は、

$$30,000,000,000 \text{ 円} \times 2.25 / 100 = 675,000,000 \text{ 円}$$

⑤ 平成25年12月5日提出の発行登録追補書類に係る課徴金の額は、

$$50,000,000,000 \text{ 円} \times 2.25 / 100 = 1,125,000,000 \text{ 円}$$

となる。